

福岡県公報

平成二十七年十二月四日
第三千七百四十九号
増刊 ①

目次

規 則 (第五十九号)

○福岡県立公文書館条例の一部の施行期日を定める規則

(行政経営企画課) …………… 一

規 則

福岡県立公文書館条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十二月四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十九号

福岡県立公文書館条例の一部の施行期日を定める規則

福岡県立公文書館条例(平成二十四年福岡県条例第三号)附則第一項第二号に掲げる

規定の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。